

西区区政会議の運営状況の公表

令和４年１０月１日から令和５年９月３０日までの期間（以下「対象期間」という）に係る西区区政会議の運営状況について、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成２５年大阪市条例第５３号。以下「条例」という。）第１１条第２項及び、区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則（平成２５年大阪市規則第１４６号）。以下「規則」という。）第５条第１項に基づき、次のとおり公表する。

令和５年１１月３０日

大阪市西区長 三村 浩也

規則第５条第１項第１号関係

（１）対象期間において委員であった者の氏名及び委員であった期間

氏名	選定事由等	対象期間における委員の期間
江戸 実	九条北地域活動協議会推薦	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで
岡田 三佐枝	九条南地域活動協議会推薦	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで
岡野 正敏	本田地域活動協議会推薦	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで
奥川 恵子	明治地域活動協議会推薦	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで
甲斐 純子	高台地域活動協議会推薦	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで
神田 敦史	江戸堀地域活動協議会推薦	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで
木村 仁美	千代崎地域振興会推薦	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで
葛目 弘子	日吉地域活動協議会推薦	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで
山東 明	（一財）西六福社会館推薦	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで
塩濱 晃	日吉地域活動協議会推薦	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで
蕭 耕偉郎	学識経験者その他区長が適当と認める者	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで
鈴木 貴之	靱地域活動協議会推薦	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで
竹下 政稔	九条東地域活動協議会推薦	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで
伊達 厚子	（一財）西六福社会館推薦	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで
谷川 清石	九条南地域活動協議会推薦	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで
鶴原 正子	江戸堀地域活動協議会推薦	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで
中村 佳世	堀江地域活動協議会推薦	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで
中村 忍	西船場地域活動協議会推薦	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで
中山 和子	公募	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで
橋本 千鶴	九条北地域活動協議会推薦	令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで

氏名	選定事由等	対象期間における委員の期間
秦 喜代子	韃地域活動協議会推薦	令和4年10月1日から令和5年9月30日まで
平川 優子	広教地域活動協議会推薦	令和4年10月1日から令和5年9月30日まで
伏見 祐子	西船場地域活動協議会推薦	令和4年10月1日から令和5年9月30日まで
古仲 万代子	千代崎地域振興会推薦	令和4年10月1日から令和5年9月30日まで
細川 清史	堀江地域活動協議会推薦	令和4年10月1日から令和5年9月30日まで
堀内 正敏	広教地域活動協議会推薦	令和4年10月1日から令和5年9月30日まで
宮地 秀和	高台地域活動協議会推薦	令和4年10月1日から令和5年9月30日まで
安井 博規	公募	令和4年10月1日から令和5年9月30日まで
山本 晃道	公募	令和4年10月1日から令和5年9月30日まで
吉田 淳三郎	明治地域活動協議会推薦	令和4年10月1日から令和5年9月30日まで
吉野 仁子	九条東地域活動協議会推薦	令和4年10月1日から令和5年9月30日まで
山内 憲之	公募	令和4年10月1日から令和5年9月30日まで

規則第5条第1項第2号、第3号関係

(2) 区政会議の開催の日時、場所及び委員に意見を求めた事項

令和4年度第2回西区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
令和4年11月18日（金） 午後7時～午後8時56分	西区役所4階 402会議室	・将来ビジョン、福祉ビジョンの改定 について	条例第5条第1項

令和4年度第3回西区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
令和5年1月26日（木） 午後7時～午後8時55分	西区役所4階 402会議室	・令和5年度運営方針（案）・予算（案） について	条例第5条第1項

令和5年度第1回西区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
令和5年6月16日（金） 午後6時～午後7時35分	西区役所4階 402会議室	・令和4年度区政運営への評価について ・今後の区政会議の進め方について	条例第5条第1項

規則第5条第1項第4号関係

(3) 条例第9条第1項に基づき区長が講じた措置の内容

令和4年度第3回西区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
・町会活動の広報について、町会活動のメリットを分かりやすく広報紙などに取り上げて欲しい。例えば、「町会がある時、ない時」のような取り上げ方はどうか。	・区広報紙の特集ページにおいて町会活動を取り上げ、町会がある時とない時の比較をイラストも用いて分かりやすく掲載。 (令和5年度実施)	条例第9条第1項
・区役所情報の発信を強化する必要がある。	・YouTube チャンネルを開設し、動画配信を開始。 (令和4・5年度実績)	条例第9条第1項
・児童生徒の活躍を広く知ってもらえるようにして欲しい。	・区広報媒体を用いて特に顕著な児童生徒の学校活動を紹介。 (令和5年度)	条例第9条第1項
・スマホを使えない人が多い。	・スマホ教室の拡充 (令和5年度)	条例第9条第1項

規則第5条第1項第5号関係

(4) 条例第10条第1項の決議がされた場合にあっては、当該決議があった日及び当該決議の内容並びに当該決議に関し区長が講じた措置の内容若しくは進捗状況又は当該決議に関し措置を講じないこととした理由

該当なし

規則第5条第1項第6号関係

(5) 条例第12条第1項の規定による定めに基づき、区長が区政会議の部会を開催した場合にあっては、部会の名称、開催の日時及び場所、出席した委員の氏名並びに当該部会において委員に意見を求めた事項

該当なし